

1 経緯・概要

令和7年3月に、熊本市部活動改革検討委員会答申内容を踏まえ、教職員、生徒及び保護者から幅広く意見を聴取し、関係部局との協議を経て、**教職員及び地域人材のうち指導を希望する方のみが指導を担い、全ての指導者に適正な対価を支払うことを前提に、学校部活動を継続する方針を決定**

本方針に基づく市立中学校における新しい学校部活動について、指導者の確保や安定的な財源の確保に向けて取組を進める

2 指導者確保

(1)指導者の目標人数 1,600人(400部×4人)

※常時2人配置(顧問・副顧問)の複数指導体制を目指す

※一部活に1人の指導者でも可

(2)令和7年度の取組

- ・教職員・市職員対象 指導希望アンケート(R7.9月)
- ・教職員・市職員対象 指導者先行受付開始(R7.12月～)
- ・**指導希望者事前登録申込受付開始(R8.3月～)**

(3)指導者の目標設定と確保状況

	①教職員	②市職員	③競技団体	④地域・企業	合計
目標人数	800人	300人	100人	400人	1,600人
確保状況 (R8.1月末)	252人	91人	0人	43人	386人

(4)今後の取組

- 令和8年度部活動指導員の増員(R7°42名→R8°84名)
- 学校(教職員・退職教職員)、市職員、競技団体、地域に向けて、幅広い方面に指導者確保の協力依頼に取り組む。
 - ・文化スポーツ財団との連携によるスポーツや文化芸術活動の団体へ周知活動の実施
 - ・市役所部活動の各部に説明し、部員への協力依頼

3 財源確保

(1)新しい学校部活動の財源について

試算6.5億円の費用に対し、受益者負担(3.2億円)、公費負担(1.5億円)、**企業等の協力(寄附金等)(1.8億円)**の3本柱

▼
地域・企業に財政支援の協力依頼の周知を図り、安定的な財源確保を目指す

(2)令和7年度の取組

- ・熊本市立学校部活動支援基金条例の制定
- ・ふるさと応援寄附金、一般寄附、企業版ふるさと納税の募集を開始
- ・**熊本市部活動サポーター募集開始(R8.3月～)**
財政支援、物的支援及び指導者支援に協力する企業等や個人を募集し、「部活動サポーター」として登録する制度を創設し、幅広く支援を募り、地域全体で部活動を支える仕組みを構築

(3)今後の取組

- ・連携協定締結企業と連携し、企業版ふるさと納税による寄附を推進
- ・経済団体や商工団体等を介し、寄附金の協力依頼

4 周知広報

(1)保護者への説明

- ・全ての小中学校の保護者へ今後の方針について制度概要説明の動画配信(R7.4～5月)
- ・各中学校において、令和8年度入学予定の生徒の保護者に対し、制度の概要説明を実施(R8.2月)

(2)今後の取組

様々な媒体を活用し、制度の概要や指導者・寄附金募集に係る広報に取り組む(市政広報媒体、有料広告媒体の活用)

5 持続可能な部活動運営への転換

- 少子化の進展に伴い、中学生の部活動参加者数が年々減少し、学校によっては、学校単位でのチーム編成が困難な状況が生じており、今後こうした傾向が進行していくことが懸念されている。
- 教員が中心となってきた指導体制から、地域人材が担う体制へ移行する中で、指導者の確保も課題となっている。
- 一方で、生徒たちがスポーツや文化芸術活動に継続して取り組むことは、心身の成長や仲間づくり、将来の可能性を広げるうえでも大変重要である。
- このかけがえのない学びの場を将来にわたって守り続け、今後の部活動を持続可能なものへと進化させる「新しい学校部活動」において、部活動設置の基準を定める。
- 基準を満たさない場合は、**拠点校部活動(近隣校の部活動との統合)**や**男女の部活動の統合等**を推進し、生徒一人ひとりが希望する活動ができるだけ続けられるよう、選択肢を広げていく。
- 新入生保護者説明会や部活動ごとの説明会において、新しい部活動制度の概要や設置基準について、保護者の理解と協力が得られるよう、丁寧に説明を行っていく。

◎部活動設置基準

- ① 種目ごとに一定数以上の部員数を満たしていること
- ② 必要な指導者を配置できること

■部員数の基準

区分		部員数の基準設定の考え方
団体種目	運動部	各種目における競技団体の規定人数+5名を基準とする。 例. サッカー一部員数の基準 16名 (競技人数11名+5名)
	文化部(吹奏楽部・合唱部)	コンクールの出場規定等を参照し、基準を設定 ・吹奏楽部:10名 ・合唱部:6名
個人種目	運動部・文化部	個人種目は、5名を基準とする。

6 指導者について

- 教員が中心となっていた指導体制を見直し、地域人材が担う体制へと転換を図る。その際、**地域人材には個人委託方式の導入を検討**している。
- 教員が部活動指導を行う場合は、業務外の活動として位置付けることを想定しているが、部活動指導を「兼職・兼業」として報酬を受け取る場合、教職調整額との整理が必要となる。
- このため、自治体の判断で教員の職務に部活動指導時間を含めない運用ができることを明確化するよう、**国に対して要望**していく。
- それまでの暫定措置として、**制度開始当初は教員の身分のまま手当を支給**することを検討している。

地域人材

個人委託



市職員、退職教員、団体職員、大学生、民間企業従事者等

- 教員を除く地域人材は、個人事業主として、部活動業務を委託する方式を検討している。

教員

手当



- 指導を希望する教員のみが指導を担当
- 部活動は、学校教育の一部(学校の仕事)として、校長の管理下のもと実施し、手当を支給することを検討している。

7 新しい学校部活動の開始時期について

中学校総合体育大会の開催時期を踏まえ、令和9年9月からの開始を予定している。